

令和元年度第5回総会（月例）議事録

日 時	令和元年7月26日（金） 午前10時開会																											
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																											
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> <td>室屋 智美</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	園山 一則	堂免 修	豊留 辰男	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦	福永 大悟	堀之内 薫	室屋 智美			飯屋 幸孝			弟子丸 宗一			鳩宿 隆雄			横峯 明人
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																											
有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗																										
園山 一則	堂免 修	豊留 辰男																										
鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦																										
福永 大悟	堀之内 薫	室屋 智美																										
		飯屋 幸孝																										
		弟子丸 宗一																										
		鳩宿 隆雄																										
		横峯 明人																										
欠席委員 （1名）	上四元 正昭																											
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、吉永、東、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、水盛、取違、二俣、原口</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																											
農政総務課	主 任 羽生																											
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農地法第3条の下限面積について 8 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 																											
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 3 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 4 農地パトロールについて 																											

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第5回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、上四元委員から出されています。

松元の発表委員は、3番委員に変更になります。

次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、園山委員、永尾委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」及び議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～5 ページ 8 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：その他、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：賃借権設定、期間 3 年。 この件について、補足して説明いたします。 貸人は、自然農法を中心とした持続可能な農業の開発、調査研究を行っている公益財団法人です。 また、借人は自然農法等の技術開発だけではなく、普及啓発、農医連携にも取り組んでいる一般社団法人です。 今回、貸人より、自然農法の技術開発・調査研究に加え、営農面・経営面からの調査研究を依頼された借人が、研究開発を目的として借受けるものであることから、不許可の例外規定である、施行令第 2 条第 1 項第 1 号イに該当するため、貸借はできると判断したところでございます。 以上です。
議 長	次に、桜島、1 9 番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、喜入、1 6 番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号 4 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、松元、3 番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、郡山、8 番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、相手要望、その他、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号1号は、農地法施行令第2条第1項第1号イの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」8件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>6 ページ～7 ページ 2 件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟71. 22㎡、庭敷地142. 78㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…本人畑、西…他人田、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、12番委員お願いします。</p>
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、資材置場、資材置場120. 00㎡、通路等286. 00㎡、東・北…宅地、西…他人畑、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 8ページ～15ページ 20件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>13ページ、番号18号につきましては、18番委員自身が役員の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、18番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(18番委員離席後)</p> <p>それでは、吉田、12番委員お願いします。</p>
12番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：畜舎、牛舎1棟495.00㎡、運動場165.00㎡、転回場等2, 552.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…里道、西・北…水路、山林、境界…土留、雨水…水路放流、汚水…堆肥舎。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明いたします。</p>

吉田支局	<p>この件についてご説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、支所から西に約2.7kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に位置する「農用地区域内農地」で、第3回総会で「用途区分変更」の審議がなされた農地です。</p> <p>申請人は市内で畜産業を営む法人で、今回の申請地はこの赤色で囲った4筆の田になります。これを購入し、牛舎1棟、運動場、ロール置き場2か所、駐車場3台、通路、転回場を設置し、生産牛約40頭を飼育し規模拡大を図ろうとするものです。また、雨水は既存の水路へ、糞尿等については、隣接する申請人の所有する施設内にある堆肥舎で処理をします。</p> <p>については、農用地区域内農地の不許可の例外である農地法第5条第2項但し書きに規定する「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当することから、今回の申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、農用地区域内農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号18号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が農用地区域内農地であるため、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(18番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、本庁、9番委員をお願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、使用貸借権、設定、資材置場、資材置場307.57㎡、東・南…貸人畑、西…貸人畑、市道、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下、汚水…仮設トイレ。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、市道田上西別府線沿いに位置し、市街化区域である西陵2丁目に近接する第2種農地です。</p> <p>借人は、認定電気通信事業者で、申請地に携帯電話無線基地局を設置するにあたり、その工事期間中、資材の置場を必要とすることから、申請地を利用し、資材置場として一時転用しようとするものです。</p> <p>なお、認定通信事業者が行う携帯電話無線基地局等の中継施設等の設置に伴う農地転用については、農業上の土地利用に事前調整が行われた場合は許可不要とされており、今回の基地局本体の転用については、7月16日付けで調整済となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、通路、通路23.00㎡、東…宅地、渡人畑、西・北…宅地、南…里道、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 この件について補足説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、すでに昭和63年ごろから、通路として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場643.00㎡、東・北…他人畑、西…雑種地、南…里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟52.00㎡、庭敷地381.00㎡、法面等298.00㎡、東…市道、南…宅地、西…宅地、他人田、北…渡人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 この件について、補足して説明いたします。</p> <p>転用する面積は731㎡になっておりますが、東側の市道に接している部分の一部が崖地等に面していることから、崖地規制により、実際に使用できる有効面積は433㎡であることから、一筆すべてを転用することはやむを得ないと判断したものです。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場102.00㎡、東・西…他人畑、南…宅地、他人畑、北…私道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場39.00㎡、東…河川管理道路、西・南・北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟103.51㎡、庭敷地等180.49㎡、東…宅地、里道、西…他人田、渡人畑、南…里道、渡人畑、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、介護施設、介護施設1棟394.39㎡、庭敷地等604.61㎡、東…水路、西・北…渡人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。 この件について、補足して説明します。</p> <p>通路につきましては、東側の水路に橋ふたを架設し、市道からの専用道路を設けることで、水路管理者と協議中でございます。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟57.96㎡、庭敷地等190.04㎡、東…渡人畑、山林、西・北…里道、南…山林、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟104.34㎡、庭敷地等143.66㎡、東・西…渡人畑、山林、南…山林、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号11号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟97.71㎡、庭敷地等388.94㎡、東…水路、西・北…宅地、南…宅地・里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場54.25㎡、駐車場50.00㎡、転回場等185.75㎡、東…宅地、南…市道、西・北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号13号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟109.81㎡、庭敷地等234.19㎡、東・西…他人畑、南…貸人畑、北…貸人畑、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場559.00㎡、東…宅地、西・北…市道、宅地、南…渡人畑、墓地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟57.29㎡、庭敷地等441.71㎡、東・南…市道、南・北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟52.58㎡、庭敷地等241.42㎡、東・西…他人畑、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17、所有権移転、売買、通路、通路1,317.00㎡、東・南…里道、西…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から南西に約3.3kmに位置する、中山間地域にある「第2種その他の農地」に該当します。</p> <p>申請人は、市内で社会福祉施設を営む法人で、申請人の農地や施設等への通行に利用していた里道が、崖の崩落により通行できなくなり、また、崖地に沿った里道のため、復旧の見込みはなく、他に迂回路もないことから、今回通路を設置するもので、土地利用調整課など関係機関とも協議済みです。代替地もないことから申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、建売住宅、住家4棟224.39㎡、通路111.30㎡、庭敷地等501.31㎡、東…雑種地、西・北…農道、南…水路、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟93.86㎡、通路67.00㎡、庭敷地等400.14㎡、東…市道、他人畑、西・北…宅地、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>10ページの番号8ですが、譲受人は、有限会社になっておりますが、介護関係の仕事をおこなっていただけるのでしょうか。</p>
谷 山 支 局	<p>この譲受人は、南さつま市に本社がございまして、こちらの方でも介護事業を広く行っていると聞いております。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 4. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件 16 ページ～20 ページ 6 件	
議 長	<p>次に、議題 4. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>伊敷、吉田、桜島、喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 4. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件、6 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題 5. 非農地認定に関する件 21 ページ～27 ページ 16 件	
議 長	<p>次に、議題 5. 「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、9 番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、調査結果：杉、唐竹・雑木自然繁茂、約 70 年経過、現況山林。</p> <p>番号 2 号、調査結果：通路として約 60 年経過、現況道路。</p> <p>番号 3 号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。</p> <p>番号 3 について、補足説明を行います。</p> <p>非農地認定基準によりますと、ゴキ竹は原則「非農地」として認めておりませんが、竹の密集度・周辺の農地の状況、雑木が認められた事実等を考慮した結果「非農地」として判断しました。</p> <p>番号 4 号、調査結果：1880-1, 1882, 1883-1：雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。1888：キンチク竹、約 30 年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 5 号、調査結果：住家 1 棟、54 年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：9570：唐竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。9571-3、9843-3、9843-4：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、45年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：住家1棟、44年経過、現況宅地。</p> <p>番号9号、調査結果：8110：住家1棟、57年経過、現況宅地。8102外9筆：孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：通路として約70年経過、現況道路。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号13号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号14号、調査結果：雌竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、調査結果：店舗1棟、13年経過、現況宅地。</p> <p>番号16号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」16件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 28ページ～40ページ 31件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>39ページ、番号 28号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 28号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>39ページをご覧ください。</p> <p>番号 28号、3筆で、地目：田、面積 1,858.00㎡、権利の種類：賃借権、設定期間 10年、区分：新規。</p> <p>令和元年 7月 31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 28号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの 30件及び先ほどの 1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題6.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>28ページをお開きください。</p> <p>「議案第6号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、令和元年7月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権9件12,022.00㎡、うち新規3件6,124.00㎡、賃借権22件33,609.00㎡、うち新規16件25,107.00㎡、合計31件45,631.00㎡、うち新規19件31,231.00㎡となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年が7件、5年、10年が各1件となっております。</p> <p>次に30ページをお願いします。</p> <p>これは、28ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年から10年未満が12件、10年が5件、5年が3件、1年から3年未満、3年が各1件となっております。</p> <p>次に31ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権15筆、賃借権28筆、計43筆。面積は、田22,059.00㎡、畑23,572.00㎡、計45,631.00㎡うち更新分は、14,400.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は31人。うち更新分は12人となっております。</p> <p>次に32ページから40ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 農地法第 3 条の下限面積について	
別冊資料 2	
議 長	次に、議題 7. 「農地法第 3 条の下限面積について」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	<p>別冊資料 2 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の下限面積について、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、その中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要について審議することとなっております。</p> <p>このため、今年度の下限面積の設定については、以下の通り提案をいたします。</p> <p>(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について 方針 現行の下限面積 20 アールの変更は行わない。 理由 2015 農林業センサスで、管内の農家で 20 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約 4 割であるため。</p> <p>(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について 方針 現行の下限面積 20 アールの変更は行わない。 理由 遊休化率の高い地区もあるが、農地の細分化や転用目的の農地取得防止のためこれ以上下限面積は下げない。 参考としまして、2 ページ目以降に、設定方法や試算結果、関係法令等添付してございますので、お目通しください。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農地法第 3 条の下限面積について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題 8. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について	
別冊資料 3	
議 長	次に、議題 8. 「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。 それでは、事務局より説明をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>議題8 「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>この意見の提出は、農業委員会法第38条に規定する、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」に基づくものでございます。</p> <p>今年度の「農業委員会の意見」につきましては、6月の地区推進協議会において、支局ごとに取りまとめていただいたものを、7月・8月の総会で審議していただき、9月に市長へ提出したいと考えております。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>1番から6番まで6項目、意見を列挙しております。</p> <p>7月の運営連絡会において、内容をまとめられるものについては、まとめた形でお示ししております。</p> <p>農業委員会として、市の施策に活かせるように、意見を提出するものでございますので、内容をよく吟味し、整理していただきたいと思っております。</p> <p>内容につきましては、事務局説明の後、一括して審議をお願いします。</p> <p>なお、例年、意見については4、5項目程度、提出しております。</p> <p>今回、継続分4項目、新規分2項目、計6項目の意見がございました。</p> <p>項目1～4につきましては、昨年と変更があったもののみ読上げることといたします。下線が引いてある部分に変更または追加した部分です。</p> <p>また、各項目の後に参考として記載しているものについては、それぞれお目通しください。</p> <p>それでは2ページをお願いいたします。</p> <p>「1 有害鳥獣被害対策について」</p> <p>(2) 有害鳥獣駆除の時期や区域等の規制により、効率的な成果を得られないことから、禁猟区、保護区、猟友会の連携や有害鳥獣駆除の時期等について、専門の方々を交え、捕獲対策の再検討をしていただきたい。</p> <p>また、行政管轄区域境での連携を図るため、市町村の区域を越えて広域的に活動できるよう、国や県に働きかけるとともに、関係団体等との協議会を設立していただきたい。</p> <p>次に、4ページをお願いします。</p> <p>「2 農道・里道・水路の整備及び維持管理について」</p> <p>(1) 農道・里道に雑草が繁茂すると、通行の阻害や水路内の堆積物等による氾濫等が危惧されることから、伐開、浚渫等の維持管理を行政で対応して頂きたい。そのための予算拡充をお願いしたい。</p> <p>また、農道・里道の法面や農道上空にかかる枝木が繁茂し、車両の離合がままならない状況にある場所については、交通事故等にもつながりかねないことから、そのような場所について相談があった場合は、早急に対応し、整備していただきたい。</p> <p>(3) 用水路等で経年劣化により破損しており、農地へ被害を及ぼす恐れがあるなどの早急に整備が必要な個所を把握し、迅速・優先的に整備する計画を策定したうえで、事業を推進していただきたい。</p> <p>次に、6ページをお願いします。</p> <p>「3 硬質ハウス等に係る償却資産税の減免と既存ビニールハウスのリフォーム費用及び農業用廃プラスチック類処理費用の補助に対する予算確保について」</p>
--------------	---

(1) 硬質ハウス等の償却資産税については、自己負担分のみを課税対象とするよう地方税法で規定する課税標準額の特例適用となるよう国へ働きかけていただきたい。

(2) 防災営農対策事業に、既存ハウスのリフォームによる部品交換等に対する補助と農業用廃プラスチック類処理に対する補助の追加をお願いしたい。

次に、9ページをお願いします。

「4 将来の農業を担う農業後継者等の確保について」

(1) 新規就農者、親元就農者等の後継者及び定年帰農者に対し、就農後一定期間、就農援助金を支給するなどの支援制度を創設していただきたい。

(2) 定年帰農者、Uターン、Iターンによる全就農者等への研修制度の拡充等、就農体制整備を充実していただきたい。

(3) 就農者を増やすため、営農収益増加が見込め、新たな地域の特産物となりえる作物の開発に取り組んでほしい。また、地域住民とともにそれを行う人材の育成にも尽力していただきたい。

次に、新規の意見について、内容を読み上げさせていただきます。

10ページをお願いします。

「5 (新規) 遊休農地再生活動に係る支援の充実について」

農地の確保は、食糧の安定供給にとって重要不可欠であり、農業委員会としても重点的に取り組む問題として、利用状況調査を行い、遊休農地の所有者へ意向調査や必要な指導を行っているところですが、農家の減少、高齢化等のさまざまな要因で遊休農地の解消は難しく、むしろ増加する傾向にあります。

市においても遊休農地活用推進事業は行われておりますが、さらに利用しやすい制度にさせていただくよう以下の事項について意見を提出します。

(1) 農地は一度遊休化すると、再び耕作可能な農地へと復旧するためには、多大な労力と資金が必要になることから、遊休化を未然に防ぐことが非常に重要です。農地流動化対策事業は、遊休農地の発生防止に重要な役割を果たしていますが、助成対象者が認定農業者や新規就農者に限られています。担い手が不足している現状で遊休農地解消を促進するためには、定年帰農者等の一般農家も重要な担い手となりますので、これらの方々も対象となるよう助成対象者を広げていただきたい。

(2) 遊休農地再生利用事業（よみがえれ農地事業）においては、経費が10アール当たり10万円以上かからなければ対象とならず、しかもその経費の全額は助成されません。整備を業者に依頼せず、自分の所有する重機で整備を行う場合等もあるため、この要件を引き下げ、かかった経費の全てを助成するなど、より利用しやすい制度となるよう検討していただきたい。

また、申請手続きについても申請地の着手前の状況確認は、市側の現地確認のみとし、見積書の提出を省略するなど、簡素化するよう検討していただきたい。

さらに、遊休農地を農地法第3条申請により取得・整備し、耕作する場合も事業の対象としていただきたい。

12ページをお願いします。

「6 (新規) 本市産の農畜産物の積極的な活用について」

本市には、スイートコーン・カボチャ・オクラ、ゴーヤ、桜島大根、桜島小みかん、棚田の米、お茶、そして黒豚・黒牛など、地域ごとに特色のある農畜産物が豊富にあります。

	<p>しかし、全国的には一部をのぞき知名度が低く、流通量は拡大していない状態です。</p> <p>また、市内においても、スーパー等の店頭では市農産物よりも県外農産物を多く目にします。</p> <p>このことから、以下の事項について意見を提出します。</p> <p>(1) 子供たちに幼少期から地域の農産物に触れ、農業を身近に感じ、食への関心を高めてもらうため、学校給食における地場産品使用率を高めていただきたい。</p> <p>(2) 本市のふるさと納税返礼品として取り扱っていただくことは、本市の農畜産物を全国的にPRできる絶好の機会だと思いますので、ぜひ、本市で生産される農畜産物をより積極的に返礼品として取り入れていただきたい。</p> <p>以上で「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出」に関する説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、6項目出たわけですが、1点ずつ審議していきたいと思います。継続が4点あります。</p> <p>まず、1 有害鳥獣被害対策について</p> <p>これは、全国的にもいつも出る問題でございますので、これはやはり出す方がよろしいと思いますがどうですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、2 農道・里道・水路の整備及び維持管理について</p> <p>これも非常に重要な問題で、農道・里道・水路を良くしていないと、ますます遊休農地も増えるというような形です。農林部の予算が十分に各地区に回っていないです。これもやはり出すということによろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、3 硬質ハウス等に係る償却資産税の減免と既存ビニールハウスのリフォーム費用及び農業用廃プラスチック類処理費用の補助に対する予算確保について</p> <p>これも非常に野菜農家等は切実な問題で、昔からいろいろ陳情もしているわけですが、なかなか償却資産税は非常に難しいですが、農家の負担も考え、これもやはり出すということによろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、4 将来の農業を担う農業後継者等の確保について</p> <p>農業従事者が減る中、人口が減る中で、鹿児島市の農家も高齢化して、いろいろ大変な時代ですので、新規就農者あるいは、Uターン、Iターンによる農業を</p>

	<p>したいという人等に補助をして、農家を増やすような努力を、鹿児島市もですが、農業委員会も声を上げていかないといけないと思いますので、これもやはり出すということによろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、新規が2点あります。 まず、5 遊休農地再生活動に係る支援の充実について これはどのように思いますか。</p>
1 1 番 委 員	大事です。
議 長	非常に大事なことではあります。2番目の遊休農地再生利用事業（よみがえれ農地事業）の鹿児島市の予算は247千円です。非常に難しい状況ではあります。
7 番 委 員	このよみがえれ農地事業は、昨年度で終わりました。この事業は今ないので、復活して欲しいという要望になるのではないですか。
議 長	それでは、これも皆様方の声が大きいですので、文面を換えて、農政総務課によく内面を調べてみたらどうですか。
事 務 局	参考（11ページ）は、31年度の農林水産事業概要の関係分を抜粋したもので、「よみがえれ農地事業」は今年度も継続事業となっております。
農 政 総 務 課	「よみがえれ農地事業」は、国は廃止になったんですが、市は単独で残したという形です。
7 番 委 員	市は残っていますか。私は、断られました。今年の3月まででこの事業は終わりますと念を押されました。
1 2 番 委 員	市の単独で予算措置をしないと、そのように要請したらどうですか。
7 番 委 員	そうですね。市の単独で予算措置ができるなら、そのまま残してもらおうということはどうですか。

議 長	<p>国の方は終わりましたが、市の単独では予算措置をして残してくださいという ようなことで、運営連絡会で協議の上出したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、6 本市産の農畜産物の積極的な活用について これはどうでしょうか。 市の方で、返礼品で出ている農畜産物がありますか。</p>
事 務 局	13ページに例として記載をしてございます。
18番委員	このふるさと納税の返礼品というのは、納税された方が何を下さいという要望 があるのですか。
7番委員	あります。
18番委員	要望に添って返礼するわけですね。
議 長	過剰にするのはだめになりましたね。
18番委員	返礼品の一覧表というのがあるのですか。
7番委員	ふるさとチョイスというホームページがあります。各県載っています。
議 長	例はこのようにあるみたいですが、どうですか。今年は見送りますか。
7番委員	この中にあることはありますが、オクラとかカボチャとか入れて欲しいという 要望ですか。項目に追加してくださいということですか。
議 長	それは、季節の物ですので、1年中ではなくその時期しかないです。
7番委員	例えば、中種子町だったら、安納芋を期間限定で募集しています。だから、ス イートコーンとか、期間限定で募集という方法でいけば、採択してもいいのでは と思います。
議 長	その辺はどうですか。
7番委員	フルシーズンというのは難しいと思います。
9番委員	取り扱っていただくことは、本市の農産物を全国的にPRできる絶好の機会と あります。

議 長	加工品が多いです。その方が無難です。
1 8 番 委 員	季節限定というのがあってもいいような気がします。
議 長	季節限定品でお願いすればいいですが、生産者、J A等が声を上げないといけないと思います。
1 5 番 委 員	数量を確保できるかもあります。それができなるとなかなか難しいです。
7 番 委 員	スイートコーンはよくわかりませんが、取ってきて1週間もするとだめだと聞いています。いかに新鮮な状態で発送できるかということで、難しいところがあると思います。
議 長	今のところこれはあるので、今年は見送りましょうか、 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題8.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第6回総会で再度審議したいと思います。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項	
1. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 41ページ～43ページ 17件	
議 長	<p>次に、報告事項1「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項2「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>41ページをお開きください。 報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は17件です。 登記地目別では、田21筆、10,431.00㎡、畑33筆、21,480.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が16件、その他が2件。権利の種別は、所有権が17件。農業委員会によるあっせん等は、無が17件となっております。 42ページから43ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 44ページ～51ページ 37件	
事 務 局	<p>44ページをお開きください。 報告事項2 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、一般住宅、駐車場、その他が各2件、合計6件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が18件、駐車場、その他が各6件、資材置場1件、合計31件となっております。 45ページから46ページは、4条関係6件、47ページから52ページは、5条関係31件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

**3. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について
別冊資料4**

事 務 局	<p>報告事項3 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、5月期の実施状況について報告するものです。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の5月期については、訪問戸数173戸、うち不在9戸、調査回答戸数164、貸出希望5戸110.01アール、借入希望3戸95.00アール、貸出希望4戸25.75アール、借入実績、中間管理事業活用実績は、ありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数2,070戸、うち不在73戸、調査回答戸数1,978戸、貸出希望125戸2,915.18アール、借入希望23戸1,334.00アール、貸出実績10戸108.82アール、借入実績3戸28.59アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
-------	--

4. 農地パトロールについて 別冊資料5	
事 務 局	<p>農地パトロールについて報告いたします。 別冊資料5の1ページをお開きください。</p> <p>1. 実施期間ですが、令和元年8月28日（水）から8月30日（金）までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>3. 調査区域は、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班です。</p> <p>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員です。</p> <p>5. 調査方法は、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員2名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>6. 調査確認の方法は、①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。③農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。</p> <p>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。</p> <p> 次回の農地パトロールは10月に実施予定です。</p> <p> 農地パトロールの日程とコースについては、2ページから4ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、5ページから8ページでございます。よろしくをお願いします。</p> <p> 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前11時5分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和元年度第6回総会（月例）開催日時は、 8月28日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時10分）</p>